議案第１１７号

京丹後市水道事業給水条例の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

水道事業会計の経営改善を図り、将来にわたり安心・安全かつ安定的な水道水の供給を行うため、水道料金について所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例

京丹後市水道事業給水条例（平成１６年京丹後市条例第２０６号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１号の表中「９１７円」を「９７６円」に改め、同条第２号の表中「１６３円」を「１７４円」に、「１７３円」を「１８５円」に、「１８４円」を「１９６円」に、「１９４円」を「２０７円」に、「２０４円」を「２１８円」に、「４８９円」を「５２２円」に、「２５５円」を「２７２円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の京丹後市水道事業給水条例第２３条第１号及び第２号の表中の規定は、令和９年１月分として徴収する料金から適用し、令和８年１２月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。

京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)新旧対照表

現行

京丹後市水道事業給水条例

平成16年4月1日
条例第206号

第1条～第22条　(略)

(料金)

第23条　料金は、次に定めるところにより算定した額の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。

(1)　基本料金(月額)

基本水量	基本料金
5m³	917円

(2)　超過料金(月額1m³につき)

水量	超過料金
6m³以上31m³未満	163円
31m³以上51m³未満	173円
51m³以上101m³未満	184円
101m³以上201m³未満	194円
201m³以上	204円
臨時用(6m³以上)	工事に使用する場合は489円 6箇月以内の一時的使用は255円

(3)　(略)

第24条～第43条　(略)

改正案

京丹後市水道事業給水条例

平成16年4月1日
条例第206号

第1条～第22条　(略)

(料金)

第23条　料金は、次に定めるところにより算定した額の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。

(1)　基本料金(月額)

基本水量	基本料金
5m³	976円

(2)　超過料金(月額1m³につき)

水量	超過料金
6m³以上31m³未満	174円
31m³以上51m³未満	185円
51m³以上101m³未満	196円
101m³以上201m³未満	207円
201m³以上	218円
臨時用(6m³以上)	工事に使用する場合は522円 6箇月以内の一時的使用は272円

(3)　(略)

第24条～第43条　(略)

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

現行	改正案
	2　この条例による改正後の京丹後市水道事業給水条例第23条第1号及び第2号の表中の規定は、令和9年1月分として徴収する料金から適用し、令和8年12月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和　8　年　9　月 定例会

議案の件名	議案第117号 京丹後市水道事業給水条例の一部改正について	政策等の区分	計画　・　事業　・　(条例) その他（　　）

≪政策等の概要≫

水道料金を次のとおり改定するものである。

○基本料金（月額5㎥まで）		917円	→	976円
○超過料金（月額1㎥につき）	6㎥以上31㎥未満	163円	→	174円
※金額は税抜き	31㎥以上51㎥未満	173円	→	185円
	51㎥以上101㎥未満	184円	→	196円
	101㎥以上201㎥未満	194円	→	207円
	201㎥以上	204円	→	218円
臨時用（6㎥以上）工事に使用		489円	→	522円
〃	一時的使用	255円	→	272円

≪市民参加の状況≫

有　・　(無)　　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

≪財源措置の状況≫　（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）　（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源

≪政策等の必要性≫

○本市の水道事業は、料金収入の減少、施設等の更新需要の増大、更に物価上昇等に伴う維持管理費の増加により、厳しい経営環境にある。
○令和６年度に策定した「京丹後市水道事業経営戦略」を基礎として、現時点で財政シミュレーションの見直しを行ったところ、補てん財源の不足が早期化する見込みとなった。
○このことから、早期の資金確保に取り組み、将来にわたり安心・安全かつ安定的な水道水の供給を行うため、料金改定を行うものである。

≪将来にわたる効果及び経費の状況≫

今回の水道料金の改定により、年間（令和9年度）で約70,000千円の収入増が見込まれる。

≪提案に至るまでの経緯≫

R8.6.22　上下水道事業審議会に水道料金の改定について諮問
R8.6.22　第69回上下水道事業審議会（水道事業の現状説明等）
R8.6.29　第70回上下水道事業審議会（水道料金改定案の審議）
R8.7.8　第71回上下水道事業審議会（水道料金改定案の審議）
R8.7.16　第72回上下水道事業審議会（水道料金改定答申案の審議）
R8.7.31　上下水道事業審議会より水道料金の改定について答申
R8.8.6　例規審査委員会で条例改正案について審査

≪総合計画等の整合≫

まちづくり27の施策	13	きれいな水を循環させる上下水道の整備

○その他の計画(該当する場合のみ)

計画名称	京丹後市水道事業ビジョン、京丹後市水道事業経営戦略
策定年度	令和5年度、令和6年度
計画期間	令和6年度～令和15年度

≪政策等の実施時期≫

公布の日から施行する。

【経過措置】

改定後の料金規定は、令和9年1月分として徴収する料金から適用し、令和8年12月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
上下水道部	経営総務課	(有)・無　水道料金改定説明資料

議案第117号　参考資料

～京丹後市水道事業の持続可能な運営に向けて～

水道料金改定案の概要

令和8年9月

京丹後市上下水道部



1. 議案の要点

１　改定理由

　　人口減少等による料金等収入の減

２　今回改定率

　　平均改定率6.7%

３　改定時期

　　令和9年1月請求分から

４　基本料金（税抜き）

　　917円　→　976円

５　改定しない場合

　　令和15年度には補てん財源に不足が生じる見込み

2. 水道料金改定に至る背景①

水道事業を取り巻く厳しい経営環境

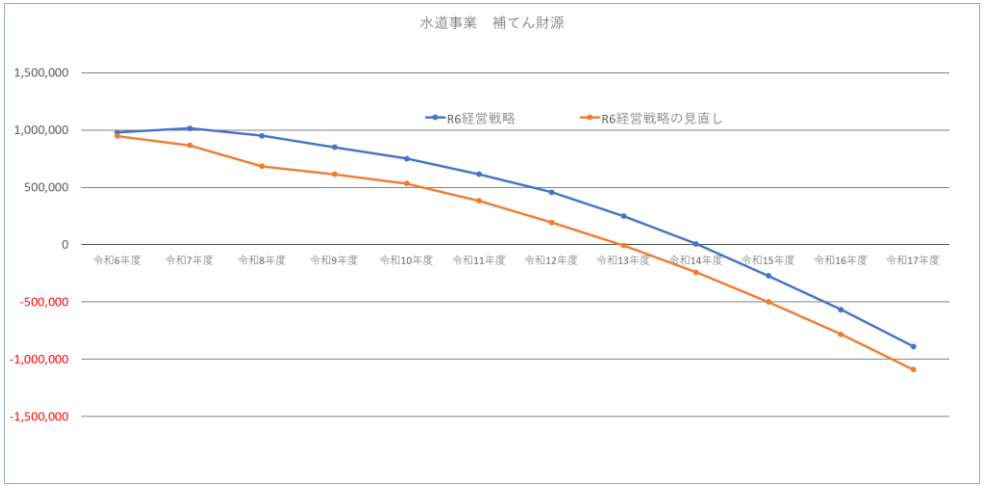
〇急激な人口減少に伴う料金収入の減少

〇施設等の老朽化に伴う更新需要の増大

〇物価上昇等に伴う維持管理費の増加

こうした状況を踏まえ、令和6年度に策定した「京丹後市水道事業経営戦略」を基礎として、直近の物価、金利、人口動向等を反映した財政シミュレーションの見直しを行ったところ、**補てん財源の不足が早期化する見込みとなった。**

水道事業の財政シミュレーション（補てん財源）



※単位：千円

現状の料金収入のままでは、更なる財政状況の悪化が見込まれ、将来にわたる安心・安全かつ安定的な水道水の供給に支障をきたすおそれがある。

2. 水道料金改定に至る背景②

これまでの経営改善及び施設適正化の取組

〇上下水道お客様センターの開設（平成23年度から）

〇隔月検針の実施（平成28年度から）

〇簡易水道事業の上水道事業への統合（令和元年度から）

〇下水道事業との組織統合（令和元年度から）

〇企業債借入方法の変更（令和5年度から）

〇施設規模の適正化（丹後町、久美浜町等）

〇中野浄水場の更新整備（現在、配水池の整備を実施中）

民間委託の推進、組織及び施設運営の効率化、その他経費削減に取り組んできたが、自助努力だけではコスト増大を吸収しきれない状況であり、安定かつ確実な資金確保を図るためにも、**早期の料金改定が必要である。**

2. 水道料金改定に至る背景③

京丹後市における水道料金改定の経過

区分	H16.4	H26 .4	H27.4	R元.12	R5.10
基本水量	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金
5㎥まで	900円	926円	990円	1,009円	917円 (1,008円)
水量 1㎥につき	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金
6～30㎥	160円	165円	177円	180円	163円 (179円)
31～50㎥	170円	175円	187円	191円	173円 (190円)
51～100㎥	180円	186円	199円	203円	184円 (202円)
101～200㎥	190円	196円	210円	214円	194円 (213円)
201㎥以上	200円	206円	221円	225円	204円 (224円)
臨時用・ 工事使用	480円	494円	529円	538円	489円 (537円)
臨時用・一時使用（6箇月以内）	250円	258円	276円	281円	255円 (280円)

消費税5→8％に伴う改定（平成25年12月定例会可決）

経営改善（値上げ）に伴う改定（平成26年12月定例会可決）

消費税8→10％に伴う改定（平成31年3月定例会可決）

内税から外税方式への変更に伴う改定（令和5年3月定例会可決）

※R5.10は税抜き表示、（　）は税込み参考表示
※R5.10以外は税込み表示

H27.4月の実質的な料金改定からは10年以上が経過している状況

3. 京丹後市上下水道事業審議会における答申

水道料金改定に係る審議と答申内容

〇諮問：京丹後市における水道料金の改定について

〇審議：水道料金改定について、４回の審議を経て次のとおり答申した。

区分	内　　容
１回目	水道事業の現状説明等
２回目	水道料金改定案の審議（具体的な料金改定率等）
３回目	水道料金改定案の審議（更に具体的な料金改定率、基本料金と超過料金の割合等）
４回目	水道料金改定に係る答申案の審議

審議会答申の要点等

審議会としては、現在の水道事業の経営状況を踏まえ、将来の水の安定供給を図るためにも、料金改定は「早期に実行しなければならない」との結論に至った。

その上で、**具体的な料金改定にあたっては、大きく3点を答申**

〇1点目：長引く物価上昇等の影響を考慮し、改定率を必要最小限にとどめられたい。

〇2点目：安定した料金収入を確保するためには、基本料金の割合を高めていくことが重要であるが、市民生活への影響を考慮し、次期改定以降を含む複数回の改定の中で、段階的に引き上げることを検討されたい。

〇3点目：今回改定後も経営状況等を継続的に把握し、おおむね3年から5年を目途に、次期改定の必要性、改定率及び料金体系を改めて検証されたい。

4. 水道料金改定案の内容①

水道料金改定案のポイント

〇市民生活及び事業活動への急激な負担の増加を抑えるため、**今回の改定は平均改定率6.7%**とする。

〇財政シミュレーションにおいて、**令和17年度末に3億円以上の資金残高を確保**することを目標とした。その達成に向け、1回で改定すると負担が大きくなるため、2段階で改定することとして試算した。その際、**令和13年度頃に2回目の平均改定率を10%程度と設定**した結果、今回の改定率が6.7%と導き出された。**ただし、次期改定の時期及び改定率は、今後の経営状況などを検証し、審議会での審議等を経て改めて判断**することとする。

〇料金収入の安定化のためには、基本料金の割合を高めていく必要があるが、今回の改定においては、使用水量の少ない世帯への影響を考慮し、**基本料金割合の引き上げは行わない**こととする。

〇近隣市町とのバランスを考慮し、**今回の改定後も、近隣市町より高くなり過ぎない料金設定**とする。

〇早期の経営改善に取り組むとともに、負担の公平性を図る観点から、**改定時期を令和9年1月**とする。

4. 水道料金改定案の内容②

新料金・改定率等（平均改定率6.7%＋10.0%　基本料金割合24.6%）

■今回（令和9年1月）の改定内容

基本料金と超過料金の単価等

単位：円、税抜き

項目		現行	改定後	差額	改定率
基本料金	5㎥まで	917	976	59	6.4%
超過料金 1㎥当たり金額	6㎥～30㎥	163	174	11	6.7%
	31㎥～50㎥	173	185	12	6.9%
	51㎥～100㎥	184	196	12	6.5%
	101㎥～200㎥	194	207	13	6.7%
	201㎥～	204	218	14	6.9%
	臨時用（6㎥～）工事使用	489	522	33	6.7%
	臨時用（6㎥～）一時使用	255	272	17	6.7%

【参考試算】令和13年頃に平均10%改定した場合の料金水準

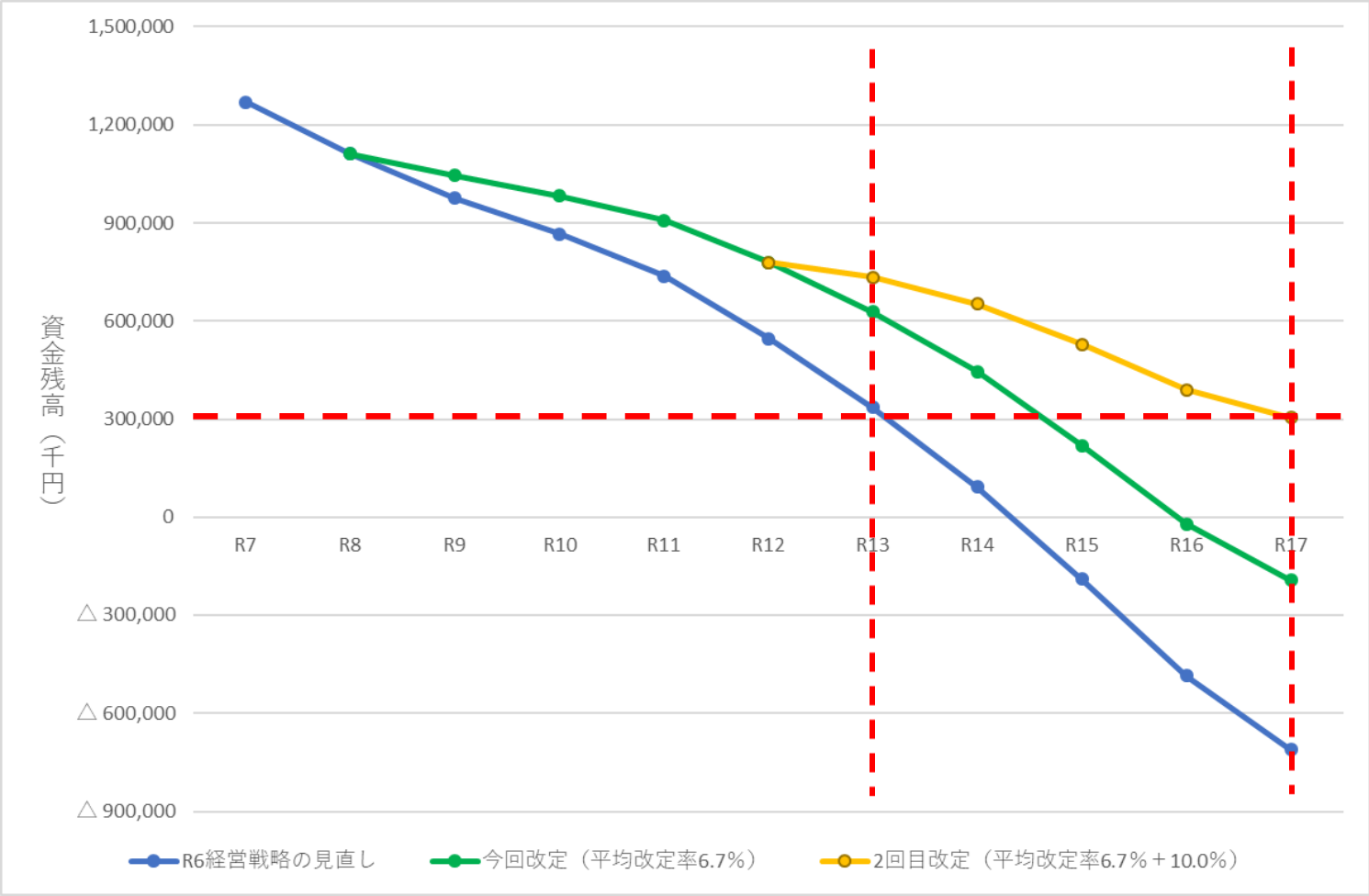
基本料金と超過料金の単価等

単位：円、税抜き

項目		令和9年 改定後	令和13年 再改定後	差額	改定率
基本料金	5㎥まで	976	1,074	98	10.0%
超過料金 1㎥当たり金額	6㎥～30㎥	174	191	17	9.8%
	31㎥～50㎥	185	203	18	9.7%
	51㎥～100㎥	196	216	20	10.2%
	101㎥～200㎥	207	228	21	10.1%
	201㎥～	218	240	22	10.1%
	臨時用（6㎥～）工事使用	522	573	51	9.8%
	臨時用（6㎥～）一時使用	272	299	27	9.9%

4. 水道料金改定案の内容③

料金改定による資金残高の見込み



ケース	令和13年度末	令和17年度末
R6経営戦略の見直し	約3.4億円	約△7.1億円
今回改定（平均改定率6.7%）	約6.3億円	約△1.9億円
2回目改定（平均改定率6.7%＋10.0%）	約7.3億円	約3.1億円

4. 水道料金改定案の内容④

使用水量に応じた影響額及び年間水道料金見込総額等

①現行と今回改定（平均改定率6.7%）した場合の比較

（単位：円・税込み）

		5㎥	10㎥	15㎥	20㎥	30㎥	40㎥
月額	現行	1,061	1,958	2,854	3,751	5,544	7,447
	今回改定	1,126	2,083	3,040	3,997	5,911	7,946
	差額	65	125	186	246	367	499
年額	現行	12,732	23,496	34,248	45,012	66,528	89,364
	今回改定	13,512	24,996	36,480	47,964	70,932	95,352
	差額	780	1,500	2,232	2,952	4,404	5,988
改定率		6.1%	6.4%	6.5%	6.6%	6.6%	6.7%

※現行・改定後の単価に13mmのメーター使用料を含んだ額（円・税込み）

②今回改定と次回改定（平均改定率10.0%）した場合の比較

（単位：円・税込み）

		5㎥	10㎥	15㎥	20㎥	30㎥	40㎥
月額	今回改定	1,126	2,083	3,040	3,997	5,911	7,946
	次回改定	1,234	2,284	3,335	4,385	6,486	8,719
	差額	108	201	295	388	575	773
年額	今回改定	13,512	24,996	36,480	47,964	70,932	95,352
	次回改定	14,808	27,408	40,020	52,620	77,832	104,628
	差額	1,296	2,412	3,540	4,656	6,900	9,276
改定率		9.6%	9.6%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%

※現行・改定後の単価に13mmのメーター使用料を含んだ額（円・税込み）

令和9年度の年間水道料金見込総額比較

（単位：千円・税抜き）

	現行		R9改定		R13改定（想定）	
基本料金	253,125	24.6%	269,411	24.6%	283,255	24.6%
超過料金	774,815	75.4%	827,267	75.4%	868,449	75.4%
合計	1,027,940	100.0%	1,096,678	100.0%	1,151,704	100.0%

※資金残高（見込み）

令和13年度：　628,445千円（次回改定すると734,060千円）

令和17年度：△192,514千円（次回改定すると304,505千円）

※（参考）令和17年度で資金残高を3億円以上とした場合の

次回（令和13年度）の改定率見込み：10.0%

全体の平均改定率：17.3%

（参考）令和9年度時点

供給単価：203.6円/㎥
料金回収率：85.9%

5. 近隣自治体との水道料金比較①

使用水量毎の料金比較

自治体名 ㎥	舞鶴市	福知山市	伊根町	（現行） 京丹後市	（改定後） 京丹後市 （6.7%）	与謝野町	綾部市	宮津市
0	704	1,034	1,500	1,061	1,126	1,650	1,265	2,072
5	704	1,474	1,500	1,061	1,126	1,815	1,540	2,095
10	1,166	2,106	1,875	1,958	2,083	1,980	1,815	2,187
20	3,069	3,371	3,625	3,751	3,997	4,070	4,180	4,211
30	4,972	4,911	5,675	5,544	5,911	6,270	6,842	6,653
40	6,875	6,451	7,725	7,447	7,946	8,580	9,537	9,095

※口径13ミリの場合の金額（税込み）　単位：円・税込み　　令和8年4月1日時点　調査

5. 近隣自治体との水道料金比較②

京都府内の水道料金改定状況

改定時期（請求月）	市町村	改定率（平均）	1か月20㎥での引き上げ額（口径13㎜）	議決
令和6年11月	城陽市	約22.9%の改定	715円	令和6年3月議会
令和6年11月	精華町	約30%の改定	825円	令和6年6月議会
令和7年6月	久御山町	約16.9%の改定	522．5円	令和6年12月議会
令和7年6月	宇治田原町	約21.3%の改定	330円	令和6年6月議会
令和7年10月	宮津市	約10%の改定	374円	令和6年12月議会
令和7年11月	与謝野町	約19.9%の改定	627円	令和7年3月議会
令和8年7月	木津川市	約14.5%改定	374円	令和7年12月議会

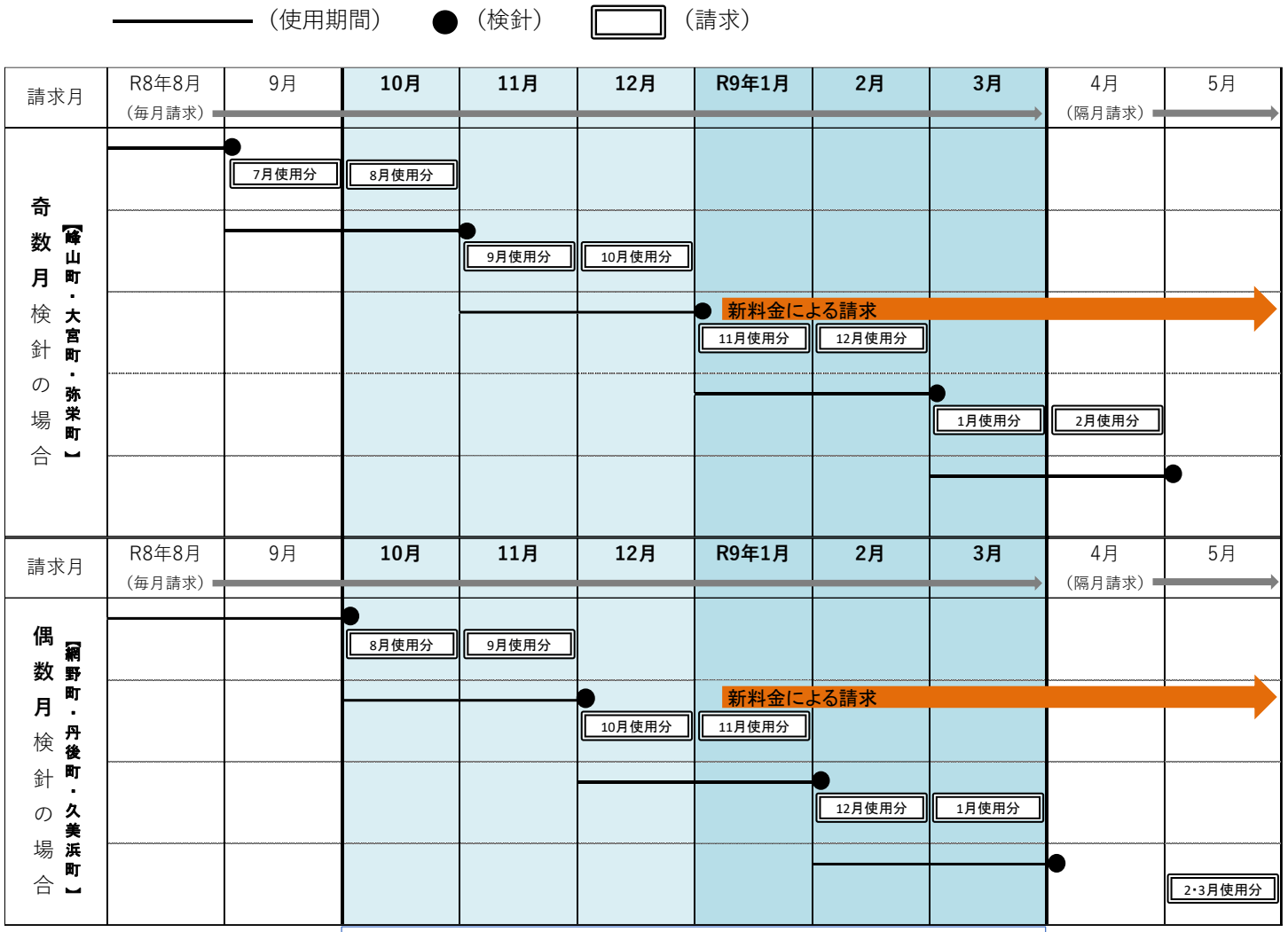
※引き上げ額：税込み

京丹後市の場合は改定率6.7%で246円

6. 水道料金の改定時期と新料金の適用

新料金による請求イメージ図

新料金による請求開始はR9年1月請求分（R8年11月使用分）～



※色付き部分は物価高騰対策期間
R8年10月請求分（R8年8月使用分）～R9年3月請求分（R9年1月使用分）
の6か月間は基本料金免除

7. 水道料金改定に係る理解と今後の経営努力

分かりやすく丁寧な広報活動

水道料金の増額改定は、市民生活や事業活動に大きな影響を与えることから、市民及び事業者の理解が得られるよう、料金改定の必要性、改定後の標準的な負担額、段階的改定の考え方などを、市の広報紙やホームページ等で周知する。

将来に向けた経営改善の取組

現在実施中又は検討中の主な取組

〇広域化の取組検討

〇水の官民連携（管理・更新を一体的に行う官民連携方式）

〇アセットマネジメント計画に基づく施設の統廃合

〇隔月請求の開始（令和9年4月開始）

〇衛星技術を活用した漏水調査に基づく対応

〇デジタル化の推進

引き続き、経費削減とサービス向上を推進する。

8. 水道料金改定に係る今後のスケジュールとまとめ

今後のスケジュール

○令和8年9月	水道料金改定案（条例改正案）の提案・審議
○　〃　10月上旬	水道料金改定案（条例改正案）が可決された場合 改正条例を公布・施行 市民等に対する料金改定の広報の実施
○令和9年1月～	新料金での請求開始（1～3月請求分まで水道基本料金免除措置）
○　〃　4月～	新料金での通常請求・隔月請求制度の開始

将来にわたり安心・安全かつ安定的な水道水の供給を行うために

○将来への責任：長引く物価高の中での料金改定は市としても苦渋の決断であるが、次世代へ持続可能な水道事業を引き継ぐための不可欠な取組

○経営努力の徹底：引き続き、不断の経費削減を推進

○継続的な検証：今回改定後も、おおむね3～5年を目途に次期改定の必要性を検証

○丁寧な情報発信：市民及び事業者の理解が得られるよう、分かりやすく丁寧な広報活動

○理念の実現：「郷土を支え未来に続く信頼の水」の実現に向け、安心・安全かつ強靭なインフラ基盤の構築に注力